

# 令和6年度砥部町はり、きゅう、マッサージ施術費助成事業実施要綱

令和6年3月21日

砥部町告示第73号

## (目的)

第1条 この告示は、町民がはり、きゅう、マッサージの施術を受けた場合において、その費用の一部を助成することにより、住民福祉の増進を図ることを目的とする。

## (定義)

第2条 この告示において、助成券とは、前条の目的を達するために砥部町によって交付される文書をいう。

2 この告示において、助成対象者とは、町内に住所を有し、現に居住している在宅者で、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1) 施術を受けた日現在において、満70歳以上に達している者

(2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けた者であって、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から3級に該当する者

3 この告示において、特定取引とは、助成券がはり、きゅう又はマッサージを利用したときの弁済手段として使用されることをいう。

4 この告示において、施術事業者とは、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）で規定するはり、きゅう又はマッサージ師の免許を有し、特定取引を行い受け取った助成券の換金を申し出ることができる事業者として本町に登録された者をいう。

## (申請及び助成の方法)

第3条 前条に規定する助成対象者が本事業を受けようとするときは、はり、きゅう、マッサージ施術費助成申請書（様式第1号）により町長に申請しなければならない。

2 町長は、前項の申請に基づき該当すると認めるときは、はり、きゅう、マッサージ施術費助成券（様式第2号）を交付する。

## (代理申請者)

第4条 助成対象者が前条に規定する申請ができない事情があるときは、助成対象者を養護し、生計を同一にしている者が代わって申請をすることができる。

## (助成券の有効期間)

第5条 助成券の有効期間は、交付した日から交付した日の属する年度の末日までとする。

## (助成券の利用範囲)

第6条 助成券は、助成券の交付を受けた者（以下「受給者」という。）との間における施術事業所との特定取引においてのみ使用できる。

## (助成額及び限度)

第7条 助成額は、助成券1枚につき1,000円とする。

2 助成券の交付枚数は、1年度について12枚とする。ただし、年度の途中において受給の申請を行った者については、当該月を含めた月割による枚数を限度とする。  
(助成券の使用)

第8条 受給者が、助成券を使用するときは、身体障害者手帳又は療育手帳を提示するとともに、助成券を施術事業者に渡すものとする。ただし、利用枚数の限度は1回につき1枚とする。  
(施術事業者の登録)

第9条 施術事業所の登録を希望する者は、はり、きゅう、マッサージ施術費助成事業施術事業者登録申請書(様式第3号)により町長に申請しなければならない。

2 町長は、前項の申請を受け付けたときは、速やかに審査を行い、適当と認めるときは、登録を決定し、はり、きゅう、マッサージ施術費助成事業施術事業者登録申請結果通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

3 町長は、登録を認めないときは、その理由を明らかにしなければならない。  
(助成額の支払)

第10条 施術事業者は、受給者から受け取った助成券により1月ごとに助成額を取りまとめ、翌月10日までに当該助成券を添えて、はり、きゅう、マッサージ施術費助成金請求書(様式第5号)により町長に請求するものとする。

2 町長は、前項の規定による請求があった場合は、当該月の末日までに支払うものとする。

(資格喪失の届出)

第11条 受給者が第2条の規定に該当しなくなったときは、速やかに未使用の助成券を添え、はり、きゅう、マッサージ施術費助成券受給資格喪失届(様式第6号)により町長に届け出なければならない。

(助成券の再交付)

第12条 助成券は、原則として再交付しないものとする。ただし、やむを得ない事情により破損又は汚損した場合は、受給者は、破損又は汚損した未使用の助成券を添えて、はり、きゅう、マッサージ施術費助成券再交付申請書(様式第7号)により再交付の申請ができるものとする。

2 前項ただし書の規定により再交付する助成券の枚数は、前項の申請書に添付された未使用の助成券の枚数を限度とする。

(譲渡又は担保の禁止)

第13条 受給者は、助成券を他人に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(助成の制限)

第14条 町長は、受給者がこの告示に違反したときは、交付済みの助成券を返還させるものとする。

(不正利得の返還)

第15条 町長は、偽りその他不正な手段により助成券を使用した者がいるときは、その者に対し助成額の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第 16 条 この告示に定めるもののほか、助成事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

はり、きゅう、マッサージ施術費助成申請書

年 月 日

砥部町長 様

申請者 住所 砥部町  
氏名  
受給者との関係（ ）  
電話番号

令和6年度砥部町はり、きゅう、マッサージ施術費助成事業実施要綱第3条第1項の規定により、はり、きゅう、マッサージ施術費の助成を受けたいので申請します。

受給資格者	住所	砥部町
	氏名	年 月 日生
代理申請者	住所	
	氏名	
申請理由	1 70歳以上 2 身体障害者手帳 1・2・3級	
在宅者	1 在宅者である 2 在宅者でない	

※「在宅者でない」とは、ケアハウスを除く福祉施設に入所している者、又は3箇月以上の入院が見込まれる者をいう。

様式第2号 (第3条関係)

令和6年度砥部町はり、きゅう、マッサージ施術費助成券

助成券番号	第 号
住 所	砥部町
氏 名	
有効期限	年 月 日

発行年月日 年 月 日

令和6年度砥部町はり、きゅう、マッサージ施術費助成券

助成券番号	第 号
助成額	1,000円
有効期限	年 月 日

発行者 砥部町長

施 術 日	年 月 日
施術事業者名	

様式第3号（第9条関係）

はり、きゅう、マッサージ施術費助成事業施術事業者登録申請書

年 月 日

砥部町長 様

事業所の所在  
名称及び代表者名

令和6年度砥部町はり、きゅう、マッサージ助成事業実施要綱第9条第1項の規定により、登録を受けたいので申請します。

登録する事業所の名称	
所在地	
代表者氏名	
電話番号	

振込先の金融機関名	科目	口座番号
銀行 支店 金庫 支店 農協 支所	普通 当座	
(ふりがな)		
口座名義		

添付書類

はり、きゅう、マッサージ師等に関する法律で指定する免許証の写し

様式第4号（第9条関係）

はり、きゅう、マッサージ施術費助成事業施術事業者登録申請結果通知書

第 号  
年 月 日

様

砥部町長



年 月 日に行われた砥部町はり、きゅう、マッサージ助成事業施術事業者登録申請について、令和6年度砥部町はり、きゅう、マッサージ助成事業実施要綱第9条第2項の規定により、次のとおり決定したので通知します。

決 定 事 項	登録する                      登録しない
登 録 日	年    月    日
決 定 条 件	
登録しない理由	

様式第5号（第10条関係）

はり、きゅう、マッサージ施術費助成金請求書

¥ \_\_\_\_\_

ただし、 年 月分はり、きゅう、マッサージ施術費助成金

請求書明細

1枚あたり助成額 1,000円

当月利用枚数 ( ) 枚 ※利用券添付

請求額

(1枚あたり助成額) (当月利用枚数) (当月請求額)

1,000円 × ( ) 枚 ( ) 円

年 月 日

砥部町長 様

(施術事業者)

所在地

施術事業者名

代表者名

㊞

電話番号

様式第6号（第11条関係）

はり、きゅう、マッサージ施術費助成券受給資格喪失届

年 月 日

砥部町長 様

届出者 住所 砥部町  
氏名

令和6年度砥部町はり、きゅう、マッサージ施術費助成事業実施要綱第11条の規定により、助成券を添えて届け出します。

受 給 者	住 所	砥部町		
	氏 名			
資格喪失年月日				
資格喪失理由		1 死亡 2 転出 3 障害程度の変更 4 その他 ( )		
助成券番号	No.	助成券返納枚数	枚	
備 考				

様式第7号（第12条関係）

はり、きゅう、マッサージ施術費助成券再交付申請書

年 月 日

砥部町長 様

申請者 住所 砥部町  
氏名  
受給者との関係（ ）

令和6年度砥部町はり、きゅう、マッサージ施術費助成事業実施要綱第12条の規定により、助成券の再交付を申請します。

受給者	住所	砥部町
	氏名	
代理申請者	住所	砥部町
	氏名	
申請理由	1 汚 損                      2 破 損	
備 考		